

# 通所型サービス A

## リハビリ専門デイサービス みなとも運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 Welloop が開設するリハビリ専門デイサービス みなとも(以下「事業所」という。)が行う指定通所型サービス A の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(通所型サービス A にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所型サービス A を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所型サービス A の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定通所型サービス A の提供にあつては、対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 リハビリ専門デイサービス みなとも
- ② 所在地 愛知県弥富市鯛浦町西前新田43番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

[ 通所型サービス A ]

- ① 管理者 1名(常勤兼務—通所型サービス A の管理者と通所介護の管理者を兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者  
生活相談員 1名以上

【1単位目】

[ 通所型サービス A ]

介護職員 6名以上  
機能訓練指導員 2名以上  
看護職員 1名以上

【2単位目】

[ 通所型サービス A ]

介護職員 6名以上  
機能訓練指導員 2名以上  
看護職員 1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時00分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 1単位目 午前9時00分から午後12時10分、2単位目 午後1時30分から午後4時4

0分までとする。

(指定通所型サービス A の利用定員)

第6条 指定通所型サービス A の利用定員は次のとおりとする。

1単位目 [ 通所型サービス A ] 30 名

2単位目 [ 通所型サービス A ] 25 名

(指定通所型サービス A の内容及び利用料等)

第7条 指定通所型サービス A の内容は次のとおりとし、指定通所型サービス A を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（通所型サービス A については各保険者の要綱等の額）とし、当該指定通所型サービス A が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額（通所型サービス A については各保険者の要綱等の額）に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする

① 日常生活動作の機能訓練

② 健康チェック

③ 送迎

④ アクティビティ

⑤ 個別機能訓練(加算 I・II、運動器機能向上加算)

2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所型サービス A の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、弥富市、愛西市、津島市、蟹江町、飛島村の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

2 事業者における虐待の防止のための指針を整備すること。

3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(感染症の予防及びまん延の防止に関する事項)

第13条 事業所は、感染症の予防又はまん延を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 事業所における感染症の予防又はまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

2 事業者における感染症の予防又はまん延防止のための指針を整備すること。

3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修を年に1回実施すること。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画策定について、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における業務継続計画の策定と定期的な見直し、変更を行うこと。
- 2 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、業務継続のための研修及び訓練を年に1回実施すること。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
  - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
  - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 Welloop と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

- この規定は、平成28年5月1日から施行する。
- この規定は、平成28年9月1日から施行する。
- この規定は、平成28年11月1日から施行する。
- この規定は、平成29年4月1日から施行する。
- この規定は、平成30年4月1日から施行する。
- この規定は、平成31年2月1日から施行する。
- この規定は、令和2年1月1日から施行する。
- この規定は、令和3年6月1日から施行する。
- この規定は、令和4年6月1日から施行する。
- この規定は、令和4年11月1日から施行する。
- この規定は、令和6年4月1日から施行する。
- この規定は、令和6年8月1日から施行する。